審査基準（土地収用）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事業の名称 | 法令 | 標準処理日数 |
| 土地 | 事業の準備のための立入の許可 | 土地収用法第11条第１項 | 14 |
| 審査基準 | １　立入の許可申請があった事業が土地収用法第３条各号の一に掲げる事業に該当すること。(形式的に土地収用法第３条各号に該当していれば足り、具体的に土地収用法第20条の各号の要件を満たしている必要はない。)  ２　許可申請者が土地収用法第８条第１項に定義される起業者であること。(①事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、②代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること。)  ３　土地収用法第３条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をする必要があること。(事業のために土地の収用又は使用を必要とすること。したがって、単に官民境界設定の調査のための立入りは本条の適用はない。)  ４　申請書、添付書類及び図面等により、立ち入ろうとする土地の区域及び期間が明確にされており、その区域及び期間が当該事業の準備のために必要な範囲内であること。 | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事業の名称 | 法令 | 標準処理日数 |
| 土地 | 障害物の伐除、土地の試掘等のための許可 | 土地収用法第14条第１項 | 30 |
| 審査基準 | １　土地収用法第11条及び第12条の手続がなされていること。(当該土地の所有者は占有者が立入りについて同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が土地収用法第11条の許可要件に適合していること。)  ２　許可申請者が土地収用法第８条第１項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者であること。(①事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、②代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること、③受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。)  ３　土地収用法第３条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除、土地の試掘等を行うやむを得ない必要があること。(事業の準備には、土地収用法第35条に基づく調査も含まれる。)  ４　当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者が正当な理由なく拒否している場合、所有者が所在不明の場合等同意を得ることができない合理的な理由があること。  ５　土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会が与えられること。  ６　申請書、添付書類及び図面等により、対象となる障害物及び土地の数量、範囲等が特定されており、障害物の伐除、土地の試掘等の方法、規模、区域、期間が技術的、社会的にも妥当であること等必要な範囲内であること。(測量又は調査の必要性、土地所有者及び占有者が受けるべき不利益の程度等から判断すること。) | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事業の名称 | 法令 | 標準処理日数 |
| 土地 | 事業の認定 | 土地収用法第16条 | 45 |
| 審査基準 | １　事業が土地収用法第３条各号の一に掲げるものに関するものであること。  ２　起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であること。  ３　事業が公益性を有すること。  ４　収用し、又は使用しようとする土地が必要最小限であること。  ５　当該土地がその事業の用に供されることによって限られるべき公益の利益が、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益に優越すること。 | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事業の名称 | 法令 | 標準処理日数 |
| 土地 | 土地の形質の変更の許可 | 土地収用法第28条の３第１項 | 14 |
| 審査基準 | １　起業者の同意があること、又は、起業者が同意をしない場合でも、土地の形質の変更が災害の防止その他正当な理由に基づき必要があると認められること。(必要性については、事業認定を受けた事業の施行時期、当該土地の事業完成後の利用方法、当該土地の形質変更の内容、規模、期間及び当該土地の従来の利用方法等を総合的に勘案して判断すること。) | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事業の名称 | 法令 | 標準処理日数 |
| 土地 | 土地の形質の変更、工作物の新築等に係る承認 | 土地収用法第89条第１項 | 14 |
| 審査基準 | 土地の形質の変更、工作物の新築等がもっぱら補償の増加のみを目的とすると認められないこと。(当該行為の程度、権利者が当該行為を必要とする程度、承認した場合に生ずる補償の増加額、当該土地が事業のために必要となる時期、事業完成後の利用方法及び起業者の意向等を総合的に勘案して判断すること。) | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事業の名称 | 法令 | 標準処理日数 |
| 土地 | 事業の認定 | 土地収用法第138条第１項  （土地収用法第16条準用） | 45 |
| 審査基準 | １　事業が土地収用法第３条各号の一に掲げるものに関するものであること。  ２　起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であること。  ３　事業が公益性を有すること。  ４　収用し、又は使用しようとする土地が必要最小限であること。  ５　当該土地がその事業の用に供されることによって限られるべき公益の利益が、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益に優越すること。 | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事業の名称 | 法令 | 標準処理日数 |
| 土地 | 認定告示後の土地の形質の変更の許可 | 土地収用法第138条第１項  （土地収用法第28条の３第１項準用） | 14 |
| 審査基準 | １　起業者の同意があること、又は、起業者が同意をしない場合でも、土地の形質の変更が災害の防止その他正当な理由に基づき必要があると認められること。(必要性については、事業認定を受けた事業の施行時期、当該土地の事業完成後の利用方法、当該土地の形質変更の内容、規模、期間及び当該土地の従来の利用方法等を総合的に勘案して判断すること。) | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事業の名称 | 法令 | 標準処理日数 |
| 土地 | 認定告示後の土地の形質の変更、工作物の新築等に係る承認 | 土地収用法第138条第１項  （土地収用法第89条第１項準用） | 14 |
| 審査基準 | 土地の形質の変更、工作物の新築等がもっぱら補償の増加のみを目的とすると認められないこと。(当該行為の程度、権利者が当該行為を必要とする程度、承認した場合に生ずる補償の増加額、当該土地が事業のために必要となる時期、事業完成後の利用方法及び起業者の意向等を総合的に勘案して判断すること。) | | |